

5 伊勢原市中小企業融資制度取扱金融機関一覧

(金融機関コード順)

金融機関名	支店名	所在地	電話番号
三井住友銀行	伊勢原支店	厚木市中町2-3-5	046-224-3731
りそな銀行	伊勢原支店	伊勢原市伊勢原1-3-6	0463-92-1511
きらぼし銀行	厚木支店	厚木市田村町6-7	046-295-1411
横浜銀行	伊勢原支店	伊勢原市伊勢原1-2-2	0463-95-2450
	愛甲石田支店	伊勢原市石田593	0463-92-3311
神奈川銀行	平塚支店	平塚市平塚2-31-9	0463-31-2981
静岡中央銀行	平塚支店	平塚市横内2291	0463-54-1100
平塚信用金庫	伊勢原支店	伊勢原市桜台1-12-2	0463-96-1511
	愛甲石田支店	厚木市愛甲1-4-19	046-248-1313
さがみ信用金庫	渋沢支店	秦野市松原町2-7	0463-88-2201
中栄信用金庫	伊勢原支店	伊勢原市伊勢原3-4-45	0463-95-1155
	伊勢原南口支店	伊勢原市桜台1-14-21	0463-93-6868
	愛甲石田支店	伊勢原市石田666-1	0463-97-3351
	鶴巻駅前支店	秦野市鶴巻北2-2-1-107	0463-78-2111
中南信用金庫	金目支店	平塚市片岡34-1	0463-58-7211
	伊勢原支店	伊勢原市桜台1-16-12	0463-93-2351
	高森支店	伊勢原市高森3-3-19	0463-92-1151

お問い合わせ先

※融資のお申し込み、ご相談は、取扱金融機関へお願いします。

伊勢原市 経済環境部 商工観光課 産業振興係
 〒259-1188 伊勢原市田中348
 TEL: 0463-94-4732 (直通) FAX: 0463-95-7613

伊勢原市 中小企業融資制度等のご案内

1 制度概要

伊勢原市中小企業融資制度は、市内中小企業者の経営安定と事業振興を図るための制度です。市が取扱金融機関に一定の資金を預けることにより、市の定めた条件に基づき、低利で融資を行います。また、利子補給制度や信用保証料補助制度を活用することで、融資に係る負担を抑えることができます。

2 お申込みできる方

(1) 中小企業者(※1)、協同組合等(※2)、商店街団体

- (※1) 中小企業者：中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する方。
 資本金もしくは出資金又は常時使用する従業員数が、次の表のいずれかに該当すること。
 (※2) 協同組合等：中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号に規定する方。

業種 (日本標準産業分類に基づく)	中小企業者		小規模企業者※
	資本金 又は出資金	常時使用する 従業員数	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下	5人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下
医療法人	-	300人以下	20人以下

※小規模企業者について、宿泊業及び娯楽業は、常時使用する従業員数が20人以下

(2) 中小企業者及び協同組合等については、市内において1年以上継続して同一事業を営む方。かつ、個人にあっては、市内に1年以上継続して在住している方。

(3) 次のいずれかに該当する場合、伊勢原市中小企業融資制度をご利用いただけません。

- ①返済能力がないと認められる方
- ②金融機関から取引停止処分を受けている方
- ③保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方
- ④市税を完納していない方
- ⑤許可又は認可等を必要とする業種を営む方で、その許可又は認可等を受けていない方
- ⑥融資制度を不正に利用し、又はそのおそれのある方

(4) 注意事項

- ・融資制度及び助成制度の内容は、経済状況等により年度途中においても変更することがあります。
- ・融資のお申し込みは、取扱金融機関へお願いします。
- ・融資を受ける前に、取扱金融機関及び必要に応じて信用保証協会の審査があります。

3 融資制度

伊勢原市中小企業融資制度

資金の種類	対象者	資金用途	融資限度額	融資利率 (年利、固定金利)	融資期間 (据置期間)	返済方法	保証人	信用保証/担保	融資申込先	利子補給制度	信用保証料補助制度
事業振興資金	中小企業者、協同組合等	運転資金	3,000万円	7年以内 信用保証付 1.6%以内 信用保証なし 金融機関所定利率	10年以内 (据置期間6か月以内)	原則として 割賦返済	原則として 法人の代表者を除き 不要	必要に応じて 付すること	別記取扱金融機関	対象	対象
		設備資金		3,000万円 ※設備導入に伴う、 運転資金は借入可能 (融資総額の1/2以内)							
小口零細企業保証資金	小規模企業者 ※全国統一保証制度である 「小口零細企業保証制度」を適用	運転資金 設備資金	2,000万円 ※全国の信用保証協会の 保証付融資残高との合計	1年以内 1.1%以内 1年超5年以内 1.6%以内 5年超 1.8%以内				信用保証を 付すること			
環境対策資金	次の①～③のいずれかに該当する中 小企業者 ①市内にある事業所から発生する 公害を防止するために必要な施 設の設置又は改善を行う方 ②市内の事業所に電気自動車等低 公害車を導入する方 ③市内の事業所に太陽光発電設備 を導入する方	運転資金 設備資金	2,000万円	信用保証付 1.5%以内 信用保証なし 1.8%以内	5年以内 (据置期間6か月以内)			必要に応じて 付すること	別記取扱金融機関 ※事前に市の認定が 必要	対象外	対象外

※その他、事業振興資金（緊急経営支援特別資金）、事業所立地適正化資金、商店街共同施設整備資金については、担当までご相談ください。
※表紙の「お申し込みができる方」をご確認の上、お申し込みください。

4 助成制度

(1) 利子補給制度

伊勢原市中小企業融資制度等、補助対象制度となる融資等を利用した方へ、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子等の一部を補助する制度です。

制度名	補助対象	補給期間	補給率	補助限度額 (年額)	申請方法	注意事項
伊勢原市融資制度 事業振興資金 利子補給制度	伊勢原市中小企業融資制度 ・事業振興資金（運転資金、設備資金、小口零細企業保証資金）	第1回利子支払月から 60か月以内	支払った約定利子額の 40%以内	10万円	利子補給制度の対象者には、市より申請書等をお送りします。 必要事項を記入し、金融機関による利子支払額の証明を受け、 市商工観光課に申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> 一括返済した際や市内で営業を行わなくなった場合等は、その月の前月までが利子補給期間となります。 市税を完納していること等の要件があります。 申請期限までにお手続きいただけなかった場合、交付ができませんのでご注意ください。
神奈川県制度融資 運転資金 利子補給制度	神奈川県中小企業制度融資（資金用途が 運転資金 に限る） ・経営安定融資（災害救助法適用区域内で被災） ・売上・利益減少対策融資 ※市内に事業所を有し、かつ、1年以上継続して同一事業を営む方。	借入期間の おおむね1/2期間	支払った約定利子額の 50%以内	1事業者につき 30万円	<申請書類> ・申請書 ・請求書 ・変更届出書（必要に応じて）	
神奈川県制度融資 設備資金 利子補給制度	神奈川県中小企業制度融資（資金用途が 設備資金 に限る） ・経営安定資金 ・小口零細企業保証資金 ・事業振興資金 ・小規模事業資金 ※市内に事業所を有し、かつ、1年以上継続して同一事業を営む方。	第1回利子支払月から 24か月以内	支払った約定利子額の 30%以内	8万円	<申請期限> 毎年1月末日まで ※融資を12月に借入した場合は、その翌年に限り2月末日まで	
(公財)神奈川産業振興センター 小規模企業者等設備貸与制度 補給制度	(公財)神奈川産業振興センター ・小規模企業者等設備貸与事業 ※市内に事業所を有し、かつ、1年以上継続して同一事業を営む方。	第1回利子支払月から 24か月以内	支払った損料の 30%以内	8万円		
神奈川県制度融資 ライフステージ別資金 (創業期) 利子補給制度	神奈川県中小企業制度融資 ・ライフステージ別資金（創業期） ※開業した住所又は開業予定の住所を市内に置く方。	第1回利子支払月から 24か月以内	支払った約定利子額の 50%以内	20万円		

(2) 信用保証料補助制度

伊勢原市中小企業融資制度等、補助対象制度となる融資を利用した方へ、神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を補助する制度です。

制度名	補助対象	補助金額	申請方法	注意事項
伊勢原市中小企業 信用保証料補助制度	伊勢原市中小企業融資制度 ・事業振興資金（運転資金、設備資金、小口零細企業保証資金） 神奈川県中小企業制度融資 ・経営安定資金 ・小規模事業資金 ・小口零細企業保証資金 ・ライフステージ別資金（創業期） ※神奈川県信用保証協会の保証付きであること ※市内に事業所を有すること	1申請につき限度額10万円 <算出方法> ・信用保証料が5万円までの場合 支払った信用保証料全額相当額 ・信用保証料が5万円を超える場合 5万円を超えた額の2分の1相当額と5万円を合計した額 (例) 支払った信用保証料が112,000円の場合 (112,000円-50,000円)÷2+50,000円 =81,000円(補助金額)	必要事項を記入し、融資を受けた金融機関より、信用保証料払込済みの証明を受け、市商工観光課に申請してください。 申請書は、商工観光課窓口又は取扱金融機関窓口、市ホームページにあります。 <申請書類> ・申請書 ・信用保証決定のお知らせ（お客様用）又は信用保証書の写し <申請期限> 融資を受けた日から1年以内	<ul style="list-style-type: none"> 市税を完納していること等の要件があります。 申請期限までにお手続きいただけなかった場合、交付ができませんのでご注意ください。